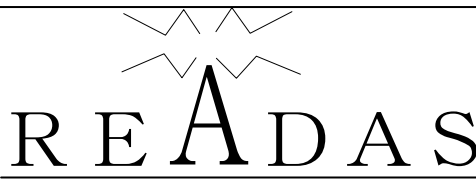


第 5631 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月18日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 相続税・贈与税の納税義務の見直し

Q：平成29年の税制改正で、相続税と贈与税の納税義務の見直しがされたとか。どのようなになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成29年の税制改正では、相続税と贈与税の納税義務の見直しが行われました。

具体的な内容は、次のとおりです。

- ①国内に住所を有しない者で日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年（現行5年）以内のいずれの時点においても国内に住所を有したことがないこととする。
- ②国内に住所を有しない者で日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以内の滞在をいう）をしていたものを除く）から相続又は遺贈により取得した国外財産を相続税の課税対象に加える。
- ③被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法の在留資格をもって一時的に滞在をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とする。
- ④この改正は、平成29年4月1日以後の相続もしくは遺贈又は贈与に適用する。

